放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

（総則）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）第34条の８第２項の規定により放課後児童健全育成事業開始届を市長に提出している団体（以下「推進団体」という。）に対する補助金の交付については、補助金交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）放課後児童クラブ　推進団体が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号。以下「条例」という。）の規定に適合した施設等において、条例に基づいて放課後児童健全育成事業を行うものをいう。

（２）放課後児童　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童をいう。

（３）補助対象団体　推進団体のうち、この要綱に基づく補助金の交付決定を受けたものをいう。

（４）開所補助対象団体　補助金の交付申請をする日の属する年度内若しくは翌年度に新たに放課後児童クラブを開所する推進団体をいう。ただし、第12条に規定する通知をし、かつ、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのない推進団体に限る。

（５）一支援の単位　条例に規定する施設基準、職員の配置基準等を満たした専用区画（条例第９条第１項に規定する専用区画をいう。）ごとの補助金を交付する単位をいう。

（６）クラブ児童数　補助対象団体にあっては、各月の初日の利用申込み児童数の合計を12で除して得た人数（当該人数に１人未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた人数）をいう。

（７）利用申込み児童数　放課後児童クラブを毎日利用する放課後児童の人数に、１週間のうち数日を利用することを前提に申込みをした放課後児童の各々の１週間当たりの利用日数（当該日数が５日以上であるときは、５日）を５で除して得た人数（当該人数に１人未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた人数）を合計して得た数を加えて得た数とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる推進団体は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

（１）次に掲げる活動を推進するものであること。

ア　児童の健康を管理し、及び情緒の安定を確保すること。

イ　出欠確認をはじめとする児童の安全確認並びに施設内、施設への往来時の安全を確保すること。

ウ　放課後児童クラブの施設への往来時の放課後児童の安全確認を行うこと。

エ　児童の活動状況を把握すること。

オ　遊ぶことへの意欲の向上及び態度の形成を図ること。

カ　遊びを通して、自主性、社会性及び創造性を培うこと。

キ　連絡帳等を通じて保護者等に日常的に連絡し、及び情報交換を実施すること。

ク　家庭や地域での遊びの環境づくりを支援すること。

ケ　その他児童の健全育成に必要と認めること。

（２）クラブ児童数が、補助対象団体にあっては10人以上70人以下であること。ただし、こども家庭庁長官が認めた場合は、10人未満のクラブ児童数の放課後児童クラブも補助対象団体とする。

（３）放課後児童クラブの開所日数が年間（４月１日から翌年の３月31日までの１年間をいう。以下同じ。）250日（市長が適当と認める場合は、200日）以上であること。

（４）放課後児童クラブの１日の開所時間が、小学校の休業日以外の日は原則として３時間以上、小学校の休業日は原則として８時間以上であること。

（５）放課後児童クラブの利用者等を対象とした損害賠償保険及び傷害保険に加入していること。

（６）次に掲げる目的及び構成による運営委員会を設置し、実施されていること。

ア　目的

（ア）活動の運営及び方針の決定

（イ）児童の健全育成及び意識啓発

イ　構成

次に掲げる者のうち５人以上（地域の自治会、町内会等の代表者（以下「町内会長等」という。）及び公立小学校の校長又は教頭（以下「小学校長等」をいう。）を必ず含むものとする。）を選任するものとし、

委員の中から委員会を総括する委員長を選任するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、５人未満とすることができる。

（ア）町内会長等

（イ）原則として放課後児童クラブが所在する学区内の小学校長等

（ウ）青少年育成指導者

（エ）民生委員児童委員

（オ）所属児童の保護者

（カ）学識経験者

（キ）その他市長が必要と認める者

ウ　イの規定にかかわらず、小学校内で活動している補助対象団体又は小学校内で活動しようとする開所補助対象団体（以下「小学校内の補助対象団体」という。）以外の補助対象団体は、町内会長等及び小学校長等が辞退した場合は、町内会長等及び小学校長等を含まないことができる。

エ　イの規定にかかわらず、小学校内の補助対象団体は、町内会長等が辞退した場合は町内会長等を含まないことができる。

（７）次条第４号、第５号、第７号及び第９号から第11号までに掲げる経費を放課後児童の保護者から徴収した金銭を充ててないこと。

（８）横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと又は同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる推進団体の区分に応じ、当該各号に定める期間は補助対象としない。

（１）規則第13条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたことがある推進団体　業務が改善されるまでの間

（２）法第34条の８の３第４項の規定により、放課後児童健全育成事業の制限又は停止を命ぜられた推進団体　命令が解除されるまでの間

（３）放課後児童健全育成事業にふさわしくないと認められる言動を行った推進団体　当該行為が改善されるまでの間

（４）前年度までの過去３年間において、第２号に該当する命令を２回以上受けた推進団体　命令を受けた日の属する年度の翌年度の初日から１年間

（５）次に掲げるいずれかに該当する推進団体で、改善指導を行っても今後の改善が見込まれないと市長が判断した推進団体　改善が見込まれないと市長が判断した日の属する年度の翌年度の初日から１年間

ア　前年度までの過去３年間において、第３号に該当する言動を２回以

上行ったことが認められた推進団体

イ　前年度までの過去３年間において、第２号に該当する命令を１回以上受け、かつ、第３号に該当する言動を１回以上行ったことが認められた推進団体

３　第１項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を受けようとする推進団体の申請に係る放課後児童クラブの所在地を含む小学校区内において、既に放課後児童クラブが設置されており、クラブ児童数及び放課後児童クラブを利用できなかった児童数の状況から、保育需要が充足されていると認められる場合は、当該推進団体に補助金を交付しないことができる。

（補助対象経費）

第４条　補助対象となる経費は、補助対象団体又は開所補助対象団体における次の各号に掲げる経費とする。

（１）補助対象団体の運営に必要な経費（飲食物費を除く。）

（２）運営委員会の運営に必要な経費

（３）条例第10条に規定する放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）の研修に必要な経費

（４）障害児を受入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費

（５）放課後児童支援員等の賃金改善費に必要な経費

（６）施設整備に必要な経費（学校敷地内の施設整備に係るものを除く。）

（７）施設の移転に係る経費

（８）開所補助対象団体が放課後児童クラブを開所するための準備に必要な経費及び開所後の運営に必要な経費

（９）育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費

（10）送迎を行う場合に必要な経費

（11）児童の入退室の記録に必要なＩＣＴ機器の導入に係る経費

（12）その他前条第１項第１号に規定する活動に必要な経費

（補助金の額）

第５条　前条（第８号を除く。）に掲げる経費に係る補助金の額は、予算の範囲内において、別表第１に定める額を限度とし、事業実施月数（当該月数に１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、別表第１に定める額に事業実施月数を12で除した数を乗じた額（当該額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、放課後児童支援員等処遇改善（月額 9,000円相当賃金改善）加算にあっ

ては、この限りでない。）とする。

２　前条第８号に掲げる経費に係る補助金の額は、予算の範囲内において、別表第２に定める額（当該額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

３　前２項の規定にかかわらず、補助金の交付申請をした日の属する年度の前年度に、既に前条第８号に掲げる経費に係る補助金を受けている推進団体に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表第２に定める額から既に交付した補助金の額を差し引いた額を限度とする。

（交付申請）

第６条　補助対象団体及び開所補助対象団体は、一支援の単位毎に市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

２　補助対象団体における規則第４条第３号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げる書類とする。

（１）所属放課後児童の名簿

（２）第３条第１項第６号に規定する運営委員会の名簿

（３）放課後児童支援員等の名簿及び当該放課後児童支援員等が条例第10条第３項に該当することを証明する書類

（４）放課後児童支援員の実務証明書（放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算の補助を受けようとする場合に限る。）

（５）学校長による特別支援学校在学証明書、療育手帳の写し、身体障害者手帳等の写し、特別児童扶養手当書の写し又は診断書（障害児受入加算の補助を受けようとする場合に限る。）

（６）建物等の賃貸借契約書の写し及び原本証明書（家賃の補助を受けようとする場合に限る。）

（７）利用料割引予定者名簿及びひとり親世帯であることを証明する書類（ひとり親世帯利用料割引加算の補助を受けようとする場合に限る。）

（８）改修する施設の設計図、仕様書、見積書、施設の賃貸人の同意書（改修する場合で、賃貸借契約を締結している場合に限る。）

（９）行政財産目的外使用許可書の写し（小学校内に設置する放課後児童クラブに限る。）

（10）損害賠償保険及び傷害保険の証書の写し

３　開所補助対象団体における規則第４条第３号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げる書類とする。

（１）開所月の所属放課後児童の名簿

（２）建物等の賃貸借契約書の写し及び原本証明書（家賃の補助を受けようとする場合に限る。）
（３）改修する施設の設計図、仕様書、見積書、施設の賃貸人の同意書（改修する場合で、賃貸借契約を締結している場合に限る。）
（４）開所時における購入備品並びに建築物等の賃貸借に係る礼金及び家賃等の領収書の写し並びに放課後児童支援員等雇用経費に係る給与明細書等の写し並びにこれらの原本証明書（開所時における各種費用の補助を受けようとする場合に限る。）

（補助金の交付）

第７条　この要綱に基づく補助金は、請求により事業終了前に交付することができるものとする。

（放課後児童数の届出）

第８条　補助対象団体は、クラブ児童数を、市長があらかじめ指定した期日までに市長に報告するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げる書類とする。
（１）事業実績内訳書
（２）決算書
（３）所属放課後児童の在籍名簿
（４）クラブ児童数等報告書
（５）平成25年度放課後児童支援員等の賃金に係る書類、平成28年度放課後児童支援員の賃金に係る書類、令和４年１月放課後児童支援員等の賃金に係る書類並びに補助金を申請する年度における放課後児童支援員等の賃金及び出勤等に係る書類（放課後児童支援員等処遇改善等加算、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算及び放課後児童支援員等処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）加算の補助を受けた場合に限る。）
（６）研修受講に係る領収書（放課後児童支援員等研修受講費の補助を受けた場合に限る。）
（７）家賃等の支払いが確認できる書類（家賃等の補助を受けた場合に限る。）
（８）利用料割引者名簿（利用料割引の補助を受けた場合に限る。）
（９）改修工事に係る契約書の写し、領収書の写し、建築検査済証の写し等及び改修前後の写真（施設改修費の補助を受けた場合に限る。）
（10）移転費用に係る領収書の写し及び契約書の写し（移転関連費の補助を受

けた場合に限る。）

(11) 開所時における購入備品等及び防災用備品等並びに建築物等の賃貸借に係る礼金及び家賃等の領収書並びに放課後児童支援員等雇用経費に係る給与明細書等（開所時における各種費用の補助を受けた場合に限る。）

(12) 積立金等現在高報告書

(13) 放課後児童クラブ育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に係る費用の支払いが確認できる書類（放課後児童クラブ育成支援体制強化加算の補助を受けた場合に限る。）

(14) 児童の送迎に係る費用の支払いが確認できる書類（送迎支援加算の補助を受けた場合に限る。）

(15) ＩＣＴ機器の導入に係る費用の支払いが確認できる書類（ＩＣＴ化推進事業の補助を受けた場合に限る。）

（関係書類の備付け）

第10条　補助金の交付を受けた推進団体は、規則第８条に規定する書類及び帳簿のほか、次に掲げる書類を備え付けなければならない。

（１）放課後児童支援員等の履歴書

（２）放課後児童支援員等の出勤簿

（３）活動に参加した放課後児童の補助対象団体又は開所補助対象団体への入会申込書

（４）活動に参加した放課後児童の補助対象団体又は開所補助対象団体への退会届

（５）活動に参加した放課後児童の補助対象団体への利用継続申込書

（６）活動に参加した放課後児童の出席簿

（７）活動に参加した放課後児童の保護者が労働等により昼間家庭にいないことを証する書類

（８）開所・閉所時間記録簿

（９）補助対象団体又は開所補助対象団体の運営等に必要な経費の出納に使用する専用の通帳

２　前項に規定する書類及び帳簿類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

３　補助対象団体又は開所補助対象団体は、市長が必要があると認めた事業実施状況に係る指導及び監督を受けるものとする。

（補助の制限）

第11条　放課後児童クラブの経営に携わる法人の役員である放課後児童支援員

等については、原則として、別表第１に定める放課後児童支援員等処遇改善加算、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算及び放課後児童支援員等処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）加算に対する補助は行わない。

（財産処分の制限）

第12条　規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和５年４月１日こども家庭庁告示第９号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（事前通知）

第13条　開所補助対象団体は、補助金の交付申請を行おうとする市の会計年度の前年度の８月末（市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日）までに、その旨を書面で市長に通知をするものとする。

２　推進団体のうち、別表第１に定める放課後児童クラブ環境整備費補助及び移転関連費用補助に係る補助金の交付申請を行おうとする者は、市長が定める日までに、当該交付申請を行う旨の書面をもって市長に通知をするものとする。

附　則

この要綱は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　改正後の放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表開設時備品の項、開

設時礼金の項、開設時家賃の項及び開設時放課後児童支援員雇用経費の項は、この要綱の施行の日から平成28年３月31日までに放課後児童健全育成事業の推進団体を開設し、同年４月１日以降に事業を開始する推進団体から適用し、同日前までに事業を開始する推進団体については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成27年12月１日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年12月１日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成29年11月１日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成31年１月１日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年12月１日から施行し、平成31年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年12月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年12月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、改正後の別表第２の規定は、令和３年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年12月14日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年10月20日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、改正後の放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表第１放課後児童支援員等処遇改善（月額 9,000円相当賃金改善）加算の項及び別表第２の規定は、令和４年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月12日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年７月31日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月21日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年10月４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表第１（第５条、第11条、第12条関係）

補助対象	補助要件及び補助限度額
基本額（原則、条例どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２名以上配置した場合）	（１）年間開所日数が 250日以上の放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） ア　クラブ児童数が１人以上19人以下 5,107,000円－(19人－クラブ児童数)×28,000円 イ　クラブ児童数が20人以上35人以下 7,495,000円－(36人－クラブ児童数)×26,000円 ウ　クラブ児童数が36人以上45人以下 7,495,000円 エ　クラブ児童数が46人以上70人以下 7,495,000円－(クラブ児童数－45人)×96,000円 ただし、クラブ児童数が46人以上49人以下で、以下の要件をすべて満たす場合は、１回に限り7,495,000円 (ア) 補助金の交付申請年度の４月１日時点において、横須賀市に待機児童が生じている。 (イ) 補助金の交付申請年度の翌年度に、クラブ児童数が36人以上45人以下に戻す見込みがある。 (ウ) 場所や人材の確保が困難であることにより、支援の単位の分割が困難。 (エ) 児童１人当たりの専用区画面積に十分な余裕があること。 (オ) 放課後児童支援員（常勤職員に限る。）２名に加え、放課後児童支援員又は補助員を１名追加配置。
	（２）年間開所日数が 200日以上 249日以下の放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） ア　クラブ児童数20人以上 5,229,000円 イ　クラブ児童数１人以上19人以下 3,704,000円

基本額（原則、条例どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合）	（１）年間開所日数が 250日以上の放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） ア　クラブ児童数が１人以上19人以下 3,028,000円－(19人－クラブ児童数)×28,000円 イ　クラブ児童数が20人以上35人以下 5,416,000円－(36人－クラブ児童数)×26,000円 ウ　クラブ児童数が36人以上45人以下 5,416,000円 エ　クラブ児童数が46人以上70人以下 5,416,000円－(クラブ児童数－45人)×96,000円 ただし、クラブ児童数が46人以上49人以下で、以下の要件をすべて満たす場合は、１回に限り7,495,000円 （ア）補助金の交付申請年度の４月１日時点において、横須賀市に待機児童が生じている。 （イ）補助金の交付申請年度の翌年度に、クラブ児童数が36人以上45人以下に戻す見込みがある。 （ウ）場所や人材の確保が困難であることにより、支援の単位の分割が困難。 （エ）児童１人当たりの専用区画面積に十分な余裕があること。 （オ）放課後児童支援員２名（１名は補助員に代えることができる）に加え、放課後児童支援員又は補助員を１名追加配置。
	（２）年間開所日数が 200日以上 249日以下の放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） ア　クラブ児童数20人以上 3,580,000円 イ　クラブ児童数１人以上19人以下 2,054,000円

小規模放課後児童クラブ支援加算	クラブ児童数が１人以上19人以下の放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。（一支援の単位当たり年額） 735,000円
開所日数加算 （原則、条例どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２名以上配置した場合）	１日８時間以上開所する放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額) （年間開所日数－ 250日）×31,000円
開所日数加算 （原則、条例どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合）	１日８時間以上開所する放課後児童クラブに対し、上記基本額に下記補助額を加算する。(一支援の単位当たり年額) （年間開所日数－ 250日）×23,000円

長時間開所加算 （原則、条例どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２名以上配置した場合）	基本額の項第１号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額を、同項第２号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額（第１号に掲げるものに限る。）を加算する。 （１）学校の休業日以外の日において、利用終了時刻が午後６時30分を超える放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） （利用終了時刻が午後６時30分を超える時間の年間平均時間数）× 804,000円 （２）学校の休業日において、１日の開所時間が８時間を超える放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） （１日の開所時間が８時間を超える時間の年間平均時間数）× 362,000円
長時間開所加算 （原則、条例どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合）	基本額の項第１号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額を、同項第２号に掲げる補助を受ける放課後児童クラブに対しては当該基本額に下記補助額（第１号に掲げるものに限る。）を加算する。 （１）学校の休業日以外の日において、利用終了時刻が午後６時30分を超える放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） （利用終了時刻が午後６時30分を超える時間の年間平均時間数）× 495,000円 （２）学校の休業日において、１日の開所時間が８時間を超える放課後児童クラブ（一支援の単位当たり年額） （１日の開所時間が８時間を超える時間の年間平均時間数）× 223,000円

障害児受入加算	条例の規定に基づき常時配置すべき２人以上の放課後児童支援員等のほかに１人以上の加配放課後児童支援員等（障害児の受入れのために追加で配置される放課後児童支援員等であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第２項各号のいずれかに該当する者又は市等が主催する障害児の受入に係る研修を受講した者をいう。以下同じ。）を配置した放課後児童クラブ（１人以上の障害児が在籍している放課後児童クラブに限る。）に対し、上記基本額に一支援の単位当たり年額2,352,000円を限度とする補助額を加算する。
障害児受入特別加算	障害児受入加算の適用を受ける放課後児童クラブのうち、当該放課後児童クラブに在籍する障害児の数が２人の場合又は当該放課後児童クラブに在籍する障害児の数が３人以上で、かつ、障害児受入加算に係る加配放課後児童支援員等のほかに加配放課後児童支援員等を配置しない場合は、上記基本額に一支援の単位当たり年額470,000円を限度とする補助額を加算する。
障害児受入強化加算	障害児受入加算の適用を受ける放課後児童クラブのうち、次の各号に掲げる放課後児童クラブに対し、上記基本額に当該各号に定める補助額を加算する。 （１）在籍する障害児の数が３人以上で、かつ、障害児受入加算の適用に係る加配放課後児童支援員等のほかに１人以上の加配放課後児童支援員等を配置した放課後児童クラブ　一支援の単位当たり年額2,352,000円以内 （２）在籍する障害児の数が６人以上で、かつ、障害児受入加算の適用に係る加配放課後児童支援員等のほかに２人以上の加配放課後児童支援員等を配置した放課後児童クラブ　一支援の単位当たり年額4,704,000円以内 （３）在籍する障害児の数が９人以上で、かつ、障害児受入加算の適用に係る加配放課後児童支援員等のほかに

	３人以上の加配放課後児童支援員等を配置した放課後児童クラブ　一支援の単位当たり年額7,056,000円以内
放課後児童支援員等処遇改善等加算	放課後児童クラブが、放課後児童支援員等に対し、処遇改善等を行っている場合は、次の各号の区分に応じ、上記基本額に下記補助額を加算する。 （１）年間開所日数が250日以上、かつ、学校の休業日以外の日において、利用終了時刻が午後６時30分を超え、学校の休業日において、１日の開所時間が８時間以上の放課後児童クラブが、放課後児童健全育成事業実施要綱（令和５年４月12日こども家庭庁成育局長こ成環第５号）（以下「実施要綱」という。）別添６放課後児童支援員等処遇改善等事業４（２）の事業のいずれかに従事する放課後児童支援員等（平成25年度と比較して賃金改善を行っていること）の賃金の改善を行う場合に必要な費用を加算する。（一支援の単位当たり年額 2,181,000円を限度とする。） （２）前号の要件に適合し、かつ、実施要綱別添６放課後児童支援員等処遇改善等事業処遇改善等事業第４項第３号に掲げる事業のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合は、当該賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用（実施要綱別添１放課後児童健全育成事業及び別添８小規模放課後児童クラブ支援事業により充てられる費用を除いた額）を加算する。ただし、対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結し、放課後児童クラブごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）に限る。（一支援の単位当たり年額 3,768,000円を限度とする。）

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算	放課後児童クラブが、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指し又は設けて平成28年度と比較して賃金改善を行っている場合は、必要な費用を加算する。（一支援の単位当たり年額919,000円を限度とする。） （１）放課後児童支援員（１人当たり年額 131,000円を限度とする。） （２）経験年数が概ね３年以上の放課後児童支援員で、横須賀市が指定する研修を受講した者（１人当たり年額198,000円を限度とする。） （３）経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員で、横須賀市が指定する研修を受講した者（１人当たり年額263,000円を限度とする。） （４）経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、横須賀市が指定する研修を受講した事業所長的立場にある者（原則１名とし、年額 394,000円を限度とする。）
放課後児童支援員等処遇改善（月額 9,000 円相当賃金改善）加算	放課後児童クラブが、放課後児童支援員等に対し、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和４年１月の賃金水準と比較して、一支援当たりの補助基準額を超える処遇改善を行っている場合は、必要な経費を加算する。 11,000円×職員数（常勤換算）×実施月数＝補助基準額
ひとり親世帯利用料割引加算	市内に住所を有するひとり親世帯の児童に係る利用料について割引を実施する放課後児童クラブに対し、上記基本額に当該割引の実額を加算する。（１人当たり月額 5,000円を限度とする。）

多子世帯利用料割引加算	市内に住所を有する多子世帯（同一世帯から２人以上の児童が放課後児童クラブを利用しているものの世帯）における第２子以降の児童に係る利用料について割引を実施する放課後児童クラブに対し、上記基本額に当該割引の実額を加算する。（１人当たり月額 5,000円を限度とする。）
放課後児童支援員等研修受講費補助	全国学童保育研究集会、全国学童保育指導員学校又は神奈川県学童保育研究集会を受講した放課後児童支援員等の放課後児童クラブに対し、研修受講費の実費を補助する。（一支援の単位当たり年額10,000円を限度とする。）
家賃補助	建築物等の賃貸借に要する費用を補助する。（一支援の単位当たり月額287,000円を限度とする。）
放課後児童クラブ環境整備費補助	やむを得ないと認められる児童数の増加又は防災（耐震化等を含む。）対策の実施に伴い、学校敷地外の民家・アパートなど既存施設の改修を行う放課後児童クラブに対し、当該改修費並びに必要な設備の整備の修繕に要する費用を補助する。（実施場所１箇所につき１回限りとし、12,000,000円を限度とする。）
移転関連費用補助	学校敷地外の民家・アパート等で実施している放課後児童クラブに対し、児童数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する場合など、やむを得ないと認められる場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を補助する。（１件当たり2,500,000円を限度とする）

放課後児童クラブ育成支援体制強化加算	遊び及び生活の場の消毒・清掃、おやつの発注・購入、会計事務等の運営に関わる業務又は児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助など育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な費用を加算する。（一支援の単位当たり年額1,646,000円を限度とする。）
送迎支援加算	学校敷地外で実施している放課後児童クラブが、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域の方等による児童への付き添いや、バス等車輌による送迎を行う場合に必要な費用を加算する。ただし、送迎を行うためのバス等車輌に係る費用については、燃料費のみ対象とする。（一支援の単位当たり年額613,000円を限度とする。）
ＩＣＴ化推進事業補助	職員の業務負担の軽減を図るため、児童の入退室の記録に必要なＩＣＴ機器の導入に要する費用を補助する。（一支援の単位当たり年額500,000円を限度とする。） ただし、過去に児童の入退室の記録に必要なＩＣＴ機器の導入に要する費用の補助を受けている場合を除く。

備考

1　基本額の項における年間開所日数の算定（年度の途中に開所し、又は閉所したときに係る年間開所日数の算定に限る。）については、事業実日数を事業実施月額で除した数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に12を乗じて得た数とする。

2　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算の項における経験年数は、申請年度の４月１日現在において算定するものとし、次の各号に掲げる勤続年数を加算することができる。

（１）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に定める教育・保育施設及び同条第５項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数

（２）学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に定める学校及び同

法第 124条に定める専修学校における勤続年数

（３）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数

（４）法第12条の４に定める施設における勤続年数

（５）認可外保育施設（法第59条第１項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設若しくは事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数

（６）医療法（昭和23年法律第 205号）に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

（７）放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設又は事業所における勤続年数

別表第２（第５条関係）

補助対象	補助要件及び補助限度額
開所時家賃補助	一支援の単位ごとに開所補助対象団体である放課後児童クラブの開所日の前２月以内に建物等の賃貸借に要する費用（月額 287,000円を限度とする。）
開所時礼金	一支援の単位ごとに開所補助対象団体である放課後児童クラブの開所日の前６月以内に建物等の賃貸借契約を締結する場合に要する礼 金の２分の１の額（100,000円を限度とする。）
開所時備品補助	一支援の単位ごとに開所補助対象団体である放課後児童クラブの開所日の前後６月以内に運営上必要な備品等の購入に要する費用の４分の３の額（300,000円を限度とする。）
開所時防災用備品補助	一支援の単位ごとに開所補助対象団体である放課後児童クラブの開所日の前後６月以内に別途定める防災用備品の購入に要する費用の５分の４の額（50,000円を限度とする。）
開所時放課後児童支援員等雇用補助	一支援の単位ごとに開所補助対象団体である放課後児童クラブの開所日の前２月以内に雇用した放課後児童支援員等２人分の賃金の実額（１人当たり月額56,160円を限度とする。）
開所時放課後児童クラブ環境整備費補助	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修（耐震化等の防災対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕を行う事業の実費を補助する。（実施場所１箇所につき１回限りとし、12,000,000円を限度とする。）

備考

1　開所時家賃補助（開所日の前月分）、開所時礼金、開所時備品補助、開所時防災用備品等補助及び開所時放課後児童クラブ環境整備費補の合計で、12,600,000円を限度とする。（開所時家賃補助　開所時礼金を含まない場合は、12,000,000円を限度とする。）